



佐世保市立 吉井北小学校 いじめ防止基本方針

【保護者・地域の方々へ】

国・県・市の「いじめ防止基本方針」を受けて「吉井北小学校いじめ防止基本方針」を定めています。この方針は、児童が安心・安全して生活できる学校・地域をつくるために「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という共通認識のもと、学校、保護者、関係施設、地域が連携して一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組み、いじめ問題を根絶することを目的とすることです。

保護者・地域の方々におかれましては、学校と協力していじめの防止、解決、根絶に取り組んでいただきたいと思います。

【重点課題】

いじめ〇、笑顔あふれる学校に！

思いを伝える（自己表現力） よさや違いを受け入れる（受容力） つながる（人間関係力）

【めざす児童像】

深く考える子 … いじめを見逃さない子ども
やさしく心ゆたかな子 … いじめをしない子ども
心と体をきたえる子 … いじめをゆるさない子ども

いじめ対策委員会

【学校関係者】

校長、教頭、生活指導主任、保健主事、養護助教諭
特別支援コーディネーター、当該学級担任

【専門家・外部関係者】

・スクールカウンセラー
＊必要に応じてSSWを要請

＊定期又は臨時で会を開く

【PTA・地域】

- ・本校PTA
- ・学校支援会議
- ・学校評議員
- ・民生児童委員、主任児童委員
- ・学校警察連絡協議会
- ・補導員連絡会
- ・しいのき学童保育

【関係機関との連携】

- ・子ども子育て応援センター
- ・子ども・女性・障害者支援センター
- ・青少年教育センター
- ・警察

【児童会】

- ・ふれあいの集いへの取組
- ・人権集会への取組
- ・ありがとう集会への取組
- ・ボランティア活動への取組
- ・学校をよりよくしていく取組
- ・他人から認められる喜びを実感できる取組

（いじめの定義）第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることとする。

『いじめ防止対策推進法』より抜粋

いじめ根絶に向けての本校の具体的な取組

いじめの防止

(1) 校内指導体制の確立

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、管理職に報告する。
- ・いじめに関する研修を行い、いじめ問題に対する指導力、観察力や対応力の向上に努める。

(2) いじめを自分たちの問題ととらえることができる児童の育成

- ・自他を認め合い一人一人が必要とされ、居場所のある学校生活を構築する。
- ・人権教育の充実を図り、自己肯定感や社会性を培い、共感的人間関係を育成する。
- ・いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の時間の指導や取組を実践する。
- ・児童会活動など、児童が主体的に取り組む活動を計画的に仕組んでいけるように努める。

(3) 地域・家庭との連携

- ・いじめ防止のための取組を、児童、保護者、地域住民に周知し、学校評価などで、計画的かつ継続的に点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

(1) 情報収集

- ・児童、保護者からのいじめ等の相談があった場合は真摯に傾聴する。
- ・校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備していく。
- ・児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談など、きめ細かな把握に努める。

(2) 情報の共有

- ・一人で抱え込まず「いじめ対策委員会」に報告する。
- ・児童のささいな変化や問題に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できるよう「児童理解支援システム」を活用する。分かる限りくわしい記録(5W1H)を残す。

(3) 関連機関との連携

- ・PTAや地域関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築していく。

いじめに対する措置

(1) 組織的な対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、児童・保護者からの相談があったりした場合は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。委員会が中心となり速やかに指導・支援体制を組む。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 児童への指導・支援

①いじめられた側

- ・子どもの気持ちを受け入れる。「今までよく我慢したね」「悲しかったね」「つらかったね」
- ・子どもの言葉を信じ、親の思いを受け止める。
- ・子どもの味方だと伝える。「いつでも、あなたの味方だ」「いつでも声をかけてね」

②いじめた側

- ・職員で手分けをし、加害児童(被害児童双方)から「迅速に」「別室で」「個別に」聞き取りを行う。
- ・「いつ・どこで・だれと・なぜ・どのように」をはっきりさせ、曖昧さがないように記録する。
- ・聞き取った内容のすり合わせを行い、食い違いがあれば再調査する。
- ・必要に応じて周りの児童にもアンケートを行い、証言を集める。
- ・加害児童に心理的孤独感・疎外感を与えないよう配慮する。

(3) 保護者への対応

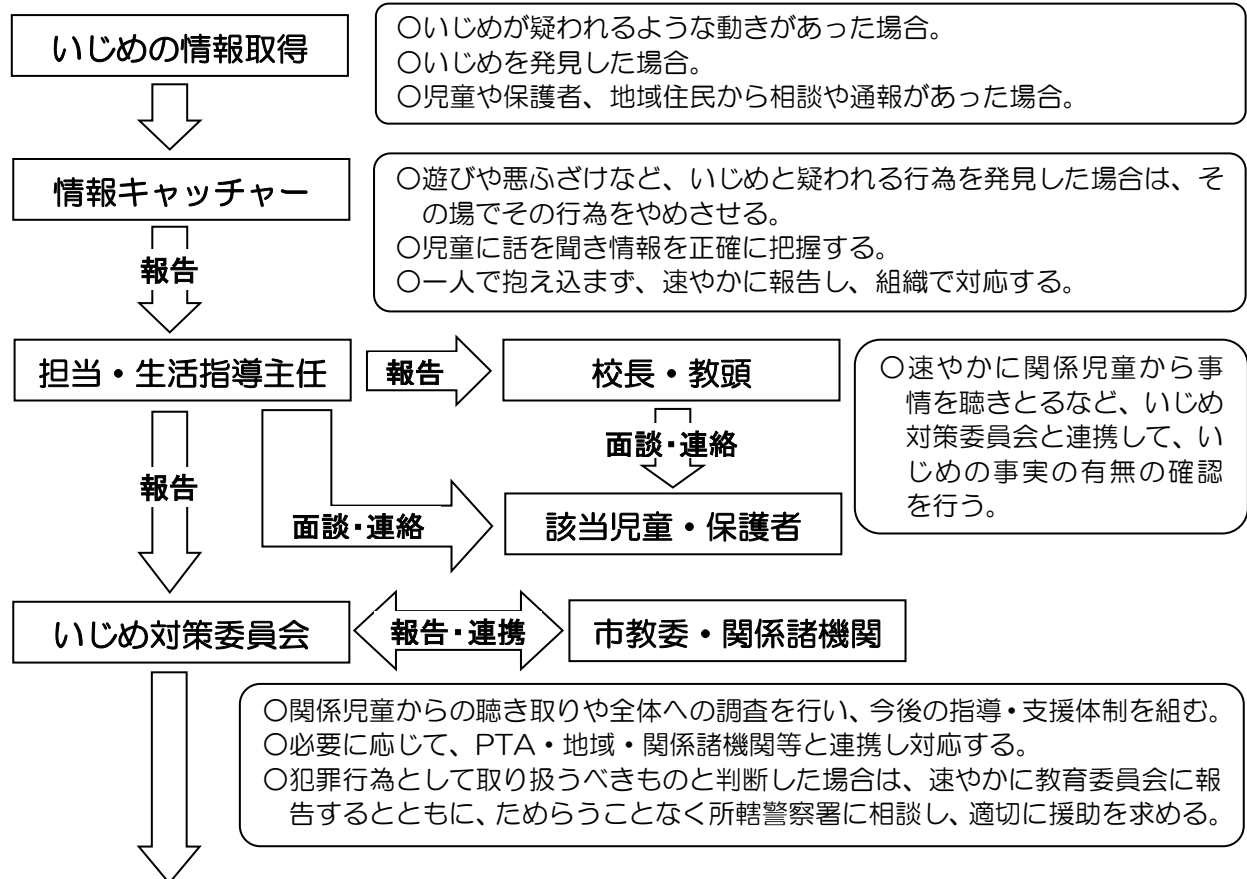
- ・いじめの事実がはっきりしたら、双方の保護者へ迅速に連絡し、事実説明をしっかりと行う。

(4) その他

- ・いじめ行為の背景にも目を向け、いじめの再発防止に努める。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるために、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局との適切な連携を図る。

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して、迅速に対応する。
- ・特に犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく警察等と連携して対応する。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめが発生した場合の対応



被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

周囲の児童への継続した指導

- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

*状況に応じて指導・支援体制を検討し「組織」でより適切な対応を行い、いじめ防止への取組を行う。

いじめのチェックリスト

○ 学校で

- ☐ 衣服の汚れ、破れが頻繁
- ☐ 頭痛・腹痛・吐き気が頻繁
- ☐ 元氣なく浮かない顔をしている。
- ☐ 教師と視線を合わせない。
- ☐ 周りの友だちに気を遣っている。
- ☐ なかよしグループから離れた。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐ その子の席に座ろうとしない。
- ☐ 友達から避けられている。
- ☐ 机や鞆の中などが荒らされている。
- ☐ 物が隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 写真などの顔にいたずらされている。
- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐ 発言や活動に周りの賞賛が得られない。
- ☐ 発言に笑いや冷やかし、無視がある。
- ☐ プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。

○ 家庭で

- ☐ 服装が乱れ、汚れている。
- ☐ 持ち物がなくなり、壊れている。
- ☐ 金品を持ち出したり、必要ないお金を持っていたりする。
- ☐ 成績が急に下降している。
- ☐ おどおどし、感情の起伏が激しい。
- ☐ 朝の起床や登校が遅くなり、登校を渋る。
- ☐ 体や顔に傷がある。
- ☐ 友だちの話をしなくなる。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。
- ☐ 友達との交わりをさけ、外出したくない。

○ いじめている子どもについて

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す。
- ☐ 友達との電話で命令的な口調で話す。
- ☐ 学校からの帰りが遅かったり、言葉遣いが悪くなったりしている。

年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4	学校基本方針の確認／PTA 総会での説明	10	
5	i-Check の実施	11	生活アンケートの実施
6	いのちを見つめる強調月間・教育週間	12	人権集会への取組／個人面談（全児童）
7	i-Check の考察／個人面談（個別）／保護者面談	1	
8	平和集会／校内研修	2	ありがとう集会への取組
9	個人面談（全児童）	3	年間の反省／次年度への引継

※個人面談…決められた面談以外にも、気になる児童に対しては適宜、面談を行う。

※いじめ対策委員会…毎月、定期もしくは臨時で行う ※児童理解の会…毎月、定期で行う。

※i-Check、生活アンケート以外にも、適宜、簡単な児童理解アンケートを行う。

いじめに関する相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 窓 口	電 話 番 号
児童相談所全国共通ダイヤル	189	こどもの人権 110 番	0120-007-110
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	親子ホットライン（県教育センター）	0120-72-5311
子ども子育て応援センター	0956-25-9705	ヤングテレホン（長崎県警）	0120-78-6714
こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080		

★ 一人で悩まず、一人で抱えず、
お気軽に学校、担任にご相談ください。



佐世保市立吉井北小学校
0956-64-2054